

各 位

阿蘇市長 佐藤 義興

令和元年度国立公園多言語解説等整備事業

「仙酔峡インフォメーションセンター展示物多言語化業務委託」に関する技術
提案書の募集について

本事業は、観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保することを目的に、平成31年1月7日から徴収が始まった「国際観光旅客税（出国税）を活用し、外国人旅行者に国立公園の自然などの魅力を十分に伝えるため、仙酔峡インフォメーションセンター内に阿蘇市が設置している案内板や展示物について、外国人目線で分かりやすく魅力的な解説文を、多言語にて整備することを更に促進することを目的に本事業を実施するものである。

そこで、本事業を実施するにあたり、より魅力的で観光基盤の拡充・強化につなげるため、当事業を企画、設計及び施工できる業者を募集します。

つきましては、下記のとおり当該業務を委託することとし、業務内容に係る技術提案書の募集を行いますので、参加を希望される場合は、募集概要及び発注仕様書をご確認のうえ、技術提案書等を提出くださいますようお願い致します。

記

1. 参加の意志がある場合には、事前に「提出意志確認書」により表明してください。
2. 質問事項については、募集概要に記載された方法により行ってください。
3. 「技術提案書」の提出方法は、募集概要に記載された方法により行ってください。

■問い合わせ先
阿蘇市経済部観光課
担当：石松 昭信
TEL：0967-22-3174
FAX：0967-22-4566
E mail：akinobu-i@city.aso.lg.jp

令和元年度国立公園多言語解説等整備事業

「仙酔峡インフォメーションセンター展示物多言語化業務委託」に関する 技術提案書の募集概要

1. 業務の概要

(1) 業務の目的、業務の内容、履行期間

別紙仕様書のとおり

(2) 業務実施上の条件

① 予定技術者に対する要件は、以下のとおりとします。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

○阿蘇市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消を受けたことがないこと。

○会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

○阿蘇市暴力団の排除の推進に関する条例に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団関係事業者その他の反社会的である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められない者であること。

○市税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納していないこと。

② 業務を円滑に進めるため、阿蘇市経済部観光課と密接に連携を保ち進めるものとし業務打合せには管理技術者が原則出席するものとします。

③ 成果品（報告書）

別紙仕様書のとおり

2. 技術提案書の作成および記載上の留意事項

(1) 技術提案書等の提出

技術提案書等は、事業の実施業務体制（任意様式）、予定技術者の同種及び類似業務の実績（任意様式）を添えて、（様式1から様式3）を提出ください。ま

た、別途参考資料等があれば添付をお願いします。

(2) 事業費限度額

総額、3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

(3) 参考見積の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出してください。ただし、その取扱いは、積算の際の参考および技術提案書を特定するための価事項として用います。

(4) 作成に用いる言語

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法（平成4年法律第51号）によるものとします。

3. 技術提案書等の提出、提出先における提出期限

(1) 提出意志確認書

① 提出方法：1部を持参または郵送するものとします。

② 提出先：阿蘇市役所経済部観光課

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

T E L 0967-22-3174

③ 提出期限：令和1年10月18日（金）午後5時までとします。

(2) 技術提案書及び見積書

① 提出方法：技術提案書を5部、見積書を1部、持参または郵送するものとします。

② 提出先：阿蘇市役所経済部観光課

〒869-2695

熊本県阿蘇市一の宮町宮地 504 番地 1

T E L 0967-22-3174

③ 提出期限：令和1年10月25日（木）午後5時までとします。

4. 提出要請書の内容についての質問の受付および回答

質問は、持参又は郵送いずれかの方法で上記3の提出先宛にお願いします。

5. 審査に関する事項

(1) 審査委員会

阿蘇市役所内関係職員 4 名の審査委員会を設置し、審査委員会にて審査を行います。

(2) 評価項目

技術提案書の評価項目等は、以下のとおりとします。

評価項目	評価の着目点	
配置予定技術者の 経験及び業務実施 能力 (15 点)	①事業の実施体制 (5 点) ②管理技術者の同種または類似業務の実績の内容 (5 点) ③担当技術者の同種または類似業務の実績の内容 (5 点)	
業務実施内容 (75 点)	①業務内容の理解度 (5 点)	
	②業務実施内容 (70 点)	○当該地の魅力発信につながる展示となっているのか。 ○阿蘇ジオサイトの魅力が伝わる内容となっているのか。 ○訪日外国人の国立公園内での体験満足度の向上、滞在期間の長時間化につながる内容となっているのか。 ○日本人だけでなく訪日外国人にも分かりやすい内容となっているのか。 ○既存設備を活かしたリニューアル内容となっているのか。 ○WorldWideWeb を活用した内容となっているのか。 ○阿蘇市の名所、特産品の魅力発信につながる内容となっているのか。
見積額の妥当性 (10 点)	①実施方針及び実施手法に伴う見積額の妥当性 (5 点) ②低コスト化の実現可能性 (5 点)	

的確性及び実現性の観点から A (優れている 評価係数 1)、B (普通 評価係数 0.6) C (劣る 評価係数 0.2) の評価を行います。

審査点＝点数×評価係数

- (3) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知します。
- (4) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知します。

6. 特定事業者との契約締結

令和1年11月上旬を予定しています。

7. その他の留意事項

- (1) 技術提案書の作成および提出に関する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された技術提案書を無効とします。
- (3) 技術提案書の提出後に、必要に応じてヒアリングを実施する場合があります。
- (4) 特定された場合には、その著作権等一切の権利は、阿蘇市（所管：経済部観光課）に帰属するものとします。
- (5) 特定されなかった場合にも、提出された技術提案書は返却しません。なお、提出された技術提案書は、提出者に対して無断での使用はしません。
- (6) 技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更しないでください。ただしやむを得ない事情による場合はこの限りではありません。
- (7) 当施設は、平日閉館しております。内覧を希望する場合、事前に阿蘇市役所経済部観光課へご連絡ください。